

(総務委員会)

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、国家公務員制度改革における国家公務員退職手当制度の改革の必要性や国家公務員の給与構造の改革の状況等にかんがみ、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般の退職手当

退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とする。

二、退職手当の基本額

1 退職手当の基本額は、退職の日における俸給月額に、退職理由ごとに、それぞれ勤続期間に応じて定める支給率を乗じて得た額とし、中期勤続者の退職手当の基本額に係る支給率を引き上げる。

2 在職期間中に、俸給月額が減額されたことがある場合について、退職手当の基本額の計算方法の特例を設ける。

三、退職手当の調整額

退職手当の調整額は、在職期間の各月ごとに、当該各月においてその者が属していた職員の区分に応じて定める調整月額のうち、その額が最も多いものから順に六十分分の調整月額を合計した額とする。

四、施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。